

Deloitte.

德勤



ジェトロ北京進出企業支援セミナー
中国日本商会・天津日本人会共催

税務アップデート

デロイト中国
2021年11月22日

デロイト トウシュートーマツ

- | 全世界で約23万人を抱える国際的なプロフェッショナルファーム
- | 2021年度のグローバルでの収入は500億ドルを超え、4大会計事務所で第1位
- | 監査、税務・法務、リスクアドバイザー(RA)、ファイナンスアドバイザー(FA)、コンサルティングサービスを提供

デロイト中国

- | 規模: 27拠点、約18,000人
- | 日本人数(約50人)、バイリンガルメンバー(350人以上)を抱える
- | デロイト税理士事務所は5A級の評価を持ち、2021年度の全国収入ランキングで第1位



浦野 卓矢 Urano Takuya
デロイト中国 日系企業税務サービス
チーム パートナー
Tel: 186-1283-4515
Email: turano@deloitte.com.cn

日本での税理士法人での勤務を経て、中国にて2009年より12年以上に渡って勤務、日系多国籍企業向けに税務アドバイザーサービスを手掛ける。これまで移転価格税制、企業所得税、個人所得税、恒久的施設(PE)、増値税、企業再編などのサービスを提供してきた。

中国税務に関する講演、著作など多数あり
一橋大学経済学部卒、米国公認会計士

本日本日お伝えする内容

1

個人所得税

- ∅ 免税手当、賞与優遇計算の廃止
- ∅ 各地域の優遇政策

2

企業所得税

- ∅ 研究開発費追加控除
- ∅ 期限を超過した立替費用の対外送金

3

増値税

- ∅ 専用発票の電子化
- ∅ 技術契約の免税、ソフトウェア製品の即時徴収・即時還付

4

税関

- ∅ 信用等級制度

5

その他

- ∅ カーボンニュートラル
- ∅ 補助金制度（天津）

1

個人所得稅



免税手当の廃止により、外国籍個人の個人所得税負担が来年から大きくなります

免税手当

専門付加控除

- 住宅手当
- 子女教育費
- 語学訓練費
- 帰省休暇の旅費
- 食事手当、クリーニング費
- 転勤費用

- 住宅家賃(1500元/月)
- 子女教育費(1000元/月)
- 継続教育費(400元/月)
- 住宅ローン(1000元/月)
- 老人扶養(2000元/月)
- 重大疾病医療費用(15000元/年の個人負担を超える分につき80000元まで実費控除)



2019年1月～2021年12月

過渡期の政策

- 外国人は免税手当、専門付加控除のうち、いずれかの政策を選択適用できる。
- 一納税年度内に適用政策を変更することは不可。



2022年1月以降

- 外国人は子女教育費、語学研修費、住宅手当の免税優遇を享受できなくなる。
- 規定に基づいて専門付加控除項目を適用する。

住宅家賃の控除は1,500元/月(北京、天津)となります

住宅家賃

- 勤務地で住宅を有さない
- 1,500元/月、1,100元/月、800元/月

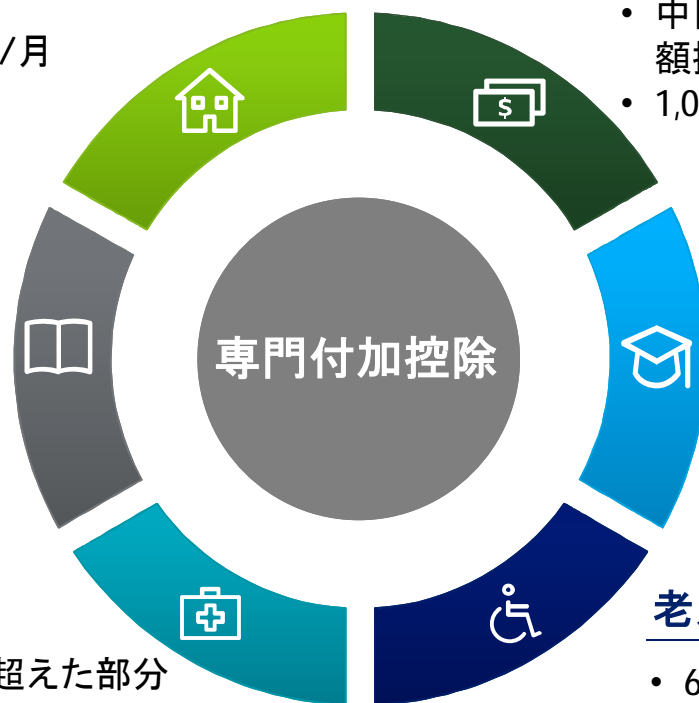
住宅家賃と住宅ローンの
利子費用は二者選択一

住宅ローンの利子費用

- 中国国内における最初の住宅ローン利子の定額控除
- 1,000元/月(240ヵ月を超えない)

子女教育

- 3歳満の学齢期前の教育と学歴教育定額控除
- 1,000元/月/子



継続教育

- 中国国内における学歴継続教育、400元/月の定額控除
- 職業資格継続教育、関連資格証明書を取得する当年度は3,600元を控除

重大疾病医療

- 個人負担の医療費用支出が15,000元を超えた部分
- 80,000元/年/人の定額で事実控除
- 年度確定申告のみで控除

老人扶養

- 60歳以上の両親及び子女が全てなくなった祖父母、母方の祖父母の扶養支出
- 全ての子女が平均分担で2,000元/月の定額控除

来年から年1回性賞与の計算が変わり、優遇計算が使えなくなる見込みです



- ・ 2021年12月31日までに支給する年間一回性賞与は当年度の総合所得に合算しなくても良い

12ヶ月で按分した金額と対応する月額税率表に基づき、適用税率及び速算控除額を確認し、単独の当月の収入額として計算及び申告を行う。

- ・ 計算公式は以下の通り:

$$\text{賞与に係る納付税額} = \text{年間一回性賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$



- ・ 2022年1月1日以降、居住者は年度一括賞与の全額を総合所得に合算しなければならない

地域毎に優遇政策を展開

2020年「開放再出発の若干政策意見」に基づき、各地で補助政策を公表しています

地域	優遇税額	優遇対象	申請方法
ビッグベイエリア(9都市)		ビッグベイエリアで勤務する中国国外(香港・マカオ・台湾を含む)の優秀人材(関係認定方法及び補助金支給方式は各都市の詳細規定により実行)	会社より社保局WEB申請
海南省自由貿易区	15%実質税率を超えた個人所得税の差額分は補助金の形で個人口座へ還付	海南省自由貿易区に勤務する政府認定の高級/緊急人材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収30万元以上 ・ 海南で社会保険納付 ・ 労働契約が1年以上 	税務局より認定資格 個人が個人所得税APPに還付申請
北京市特定地域(予定)		特定地域に勤務する高級人材、緊急人材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一納税年度に累計中国勤務日数90日以上 ・ A類工作許可の外国籍従業員 ・ 重点企業の高級管理職、技術人材など 	未定
上海臨港自由貿易区(予定)		人工知能、生物医薬、新型エネルギーなどのハイテク企業に勤務する 境外高級人材、緊急人材	未定
蘇州市及び周辺地域	年収5%~20%が還付 上限40万元/人	特定のハイテク/生物医療/新型材料などの重点企業に勤務する高級/緊急人材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収40万元以上 ・ A類工作許可の外国籍従業員 ・ 人材計画、博士などの緊急人材 	関連政府部門に申請

北京市にてA類の許可証を取得するのは一定の難易度があります

年収基準

地域の平均年収の6倍以上の年収を取得

ポイント計算

A類85点以上、B類60点以上

- ・年収
- ・学歴/国際職業資質認定
- ・業務経験
- ・年間就業期間
- ・中国語HSKレベル
- ・就業地域
- ・年齢
- ・卒業大学、勤務歴 など



重点企業

世界500強企業の地域本部、国家ハイテク企業、大型企業が雇用する高級管理と技術職の人員

その他企業

中型企業が雇用する高級管理人員、技術人員、「外商投資産業投資目録」の奨励類、「中西部地区外商投資優勢産業目録」の小型外商投資企業が招聘する董事長、法定代表人、総経理、主席技術専門家

2

企業所得稅



研究開発費の追加控除を行うことで企業所得税を減額

仮定：追加控除の適用を受けられる研究開発費が合計1,000万元である。

100%の割合で追加控除

項目	追加控除の適用なし(千元)	追加控除を適用(千元)
売上高	100,000	100,000
売上原価及び費用	80,000	90,000
うち：(研究開発以外の)原価及び費用	70,000	70,000
：研究開発費	10,000	10,000
：研究開発費の追加控除	-	 10,000
税引前利益	20,000	10,000
企業所得税(25%)	5,000	2,500

2,500千元を節税

- ü 2021年以降、製造業向けには100%分を追加控除できる
- ü 2018年～2020年までは75%分の追加控除が可能

実質的な改善・改良を施す業務があれば追加控除を取ることが出来ます

研究開発活動とは、企業が科学・技術に関する新しい知識又はその独創的な運用方法の獲得、または技術、製品（サービス）、工程の実質的な改善・改良のために、明確な目標に向けて持続的に行う研究開発活動を指す。

01 自主研究開発

自社の資源、技術、人員を使い、独立した研究を行う。

03 共同研究開発

契約を通じて、他の企業とプロジェクトの共同研究開発を行う。
知的財産権は、一方の当事者に単独帰属（委託研究開発と異なる。）、又は双方の共有となる。

02 委託研究開発

委託者が第三者に委託して開発したプロジェクトで、委託者は対価を支払うことで、研究開発成果の所有権または使用権を獲得する。知的財産権は一方の当事者に単独帰属、又は双方の共有となる。

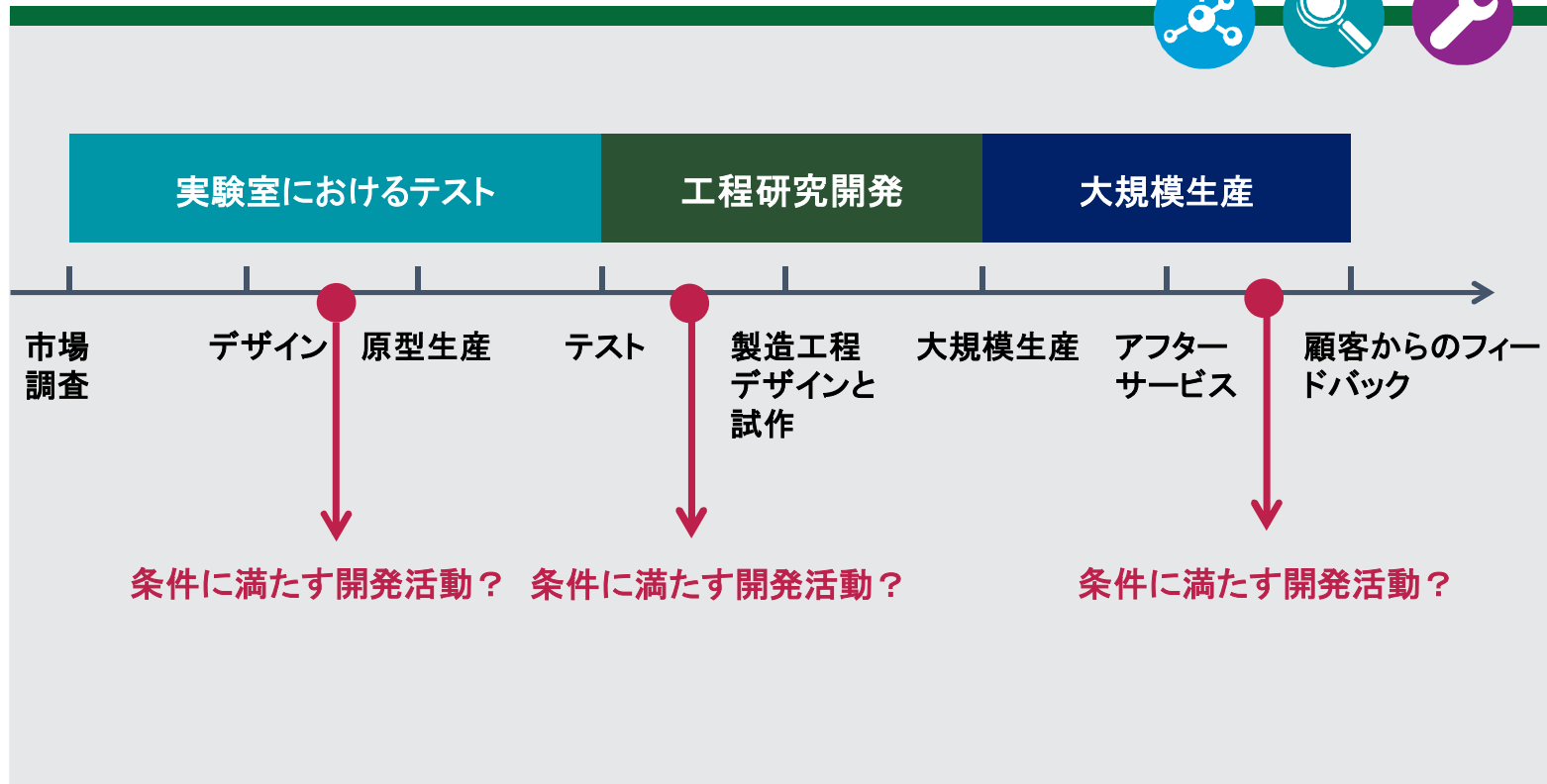
04 集中研究開発

企業グループは、技術に対する要求が高く、投資額が大きく、単独の企業が負担できないプロジェクト、又は研究開発能力が企業グループに集中しているプロジェクトに対して、集中研究開発を行う。



製造業における典型的な研究開発の類型

原材料の変更(現調化、規制対応等)や自動化設備の導入など広範囲が控除対象となる可能性があります



研究開発費の追加控除の対象となる費用

開発過程で発生する多くの費用が対象になり、3年遡って適用できます



1. 人件費

✓ 直接研究開発活動に従事する人員の給与賃金、基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労災保険費、生育保険費と住宅積立金、及び派遣の研究開発人員の労務費



2. 直接投入

✓ 研究開発活動に用いられる計器、設備の運行とメンテナンス、調整、テスト、修理などの費用、及びオペレーティングリース方式でリースした研究開発活動に用いられる計器、設備のリース代



3. 減価償却費用

✓ 研究開発活動に用いられる計器、設備の減価償却費



4. 償却費用

✓ 研究開発活動に用いられるソフトウェア、特許権、特許権のないノウハウ(許可証、専有技術、設計と計算方法などを含む)の償却費



5. 新製品の設計費用

✓ 新製品の設計過程で発生した当該プロジェクトに関する各種費用

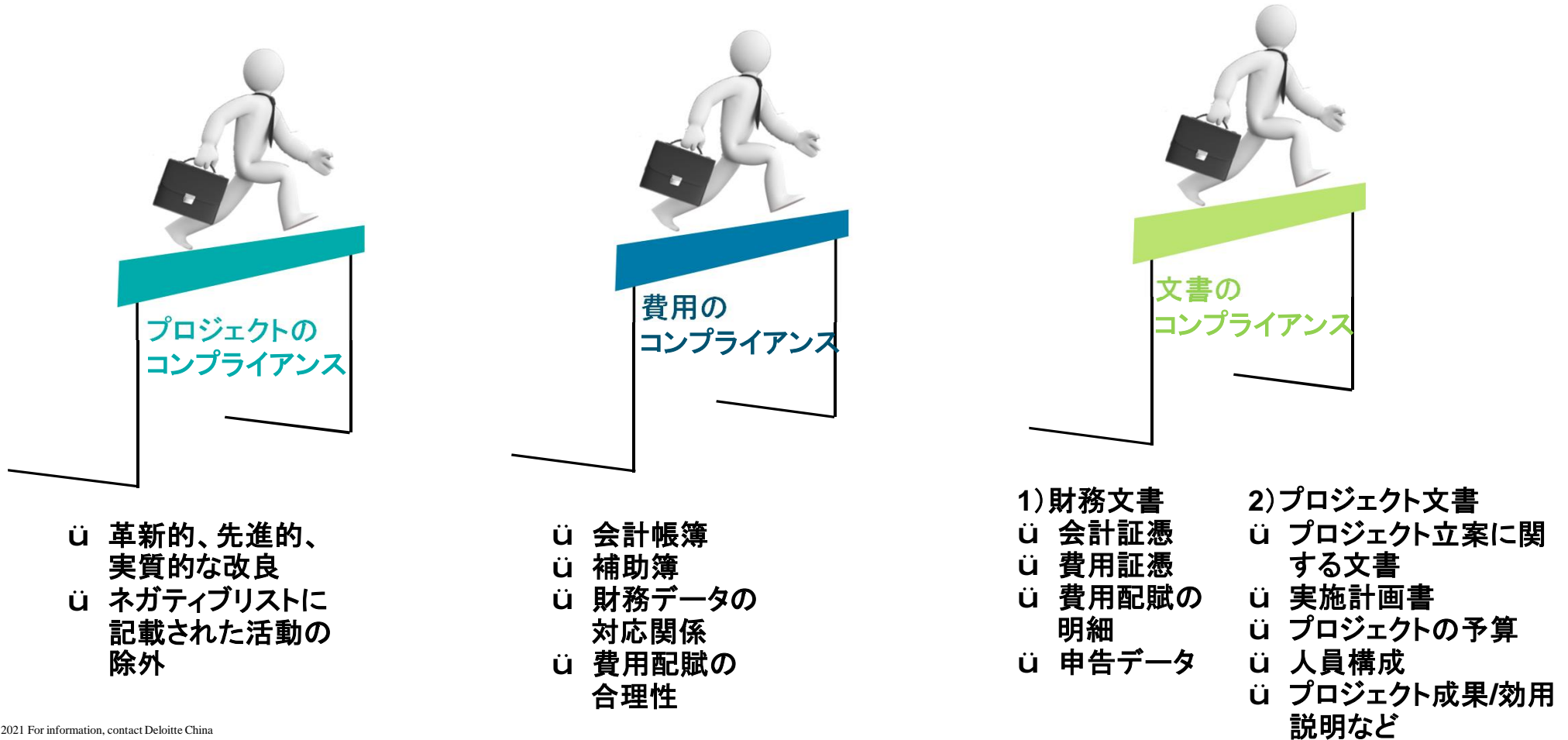


6. その他の関連費用

✓ 直接関連するその他費用。技術図書費用、資料翻訳費用、専門家コンサルティング費用、ハイテク技術研究開発保険費用、研究開発成果の検索、分析、評議、検証、鑑定、評価審査、評価、検収費用、知的財産権の申請費用、登録費用、代理費用、出張旅費、会議費用、従業員福利費、補充養老保険費、補充医療保険費

✓ 費用は追加控除できる費用総額の10%を超えてはならない

適用にあたってはコンプライアンス管理が重要となります



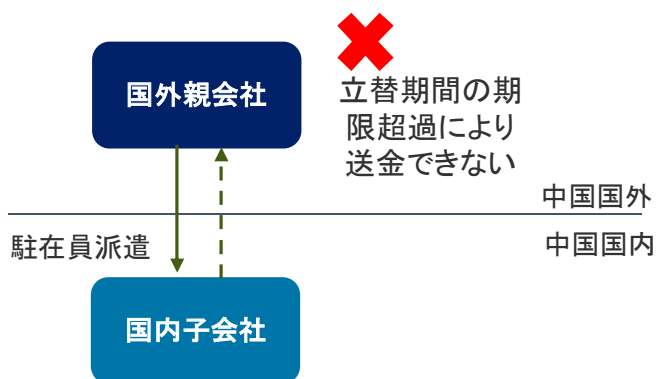
期限を超過した立替費用の対外送金

長期に渡り未払金が溜まると、税務上で加算調整を行う必要性が生じます

政策説明

- 『経常項目外貨業務ガイドライン(2020年版)』の関連規定により、**関連関係を有する中国国内と国外機構の間に発生する立替又は分担費用は、原則12カ月を超えてはならない**。実務上、銀行は中国国内企業の中国国外関連会社に対する立替費用送金業務を処理する際、費用の立替期間について12カ月を超えることはできないと要求する。一方、政策はある程度緩和されており、一定の交渉余地あり
- 立替費用は主に国外親会社が立替えた駐在員の**外貨給与**を送金するケースだが、その他内容の立替費用もある

国内子会社が国外親会社の代わりに駐在員に支払った給与の対外送金



立替期間のリスク

- 外貨給与が期限超過により立替費用を回収できない場合、日本税務局の注目を引き起こすリスク、法定監査で問題視されるリスクがある
- 立替費用を送金できないため、国内子会社は企業所得税の加算調整を行う必要があり、税負担が増加する
- 最終的に送金できない場合、二重課税問題が発生する可能性がある

3

增值税



税務局は「電子発票パブリックサービスプラットフォーム」を展開して無料で関連サービスを提供します

「電子専用発票」は新しい種類の発票、即ち「**増値税電子専用発票**」として、紙ベースの専用発票と併存

電子専用発票はOFD形式のファイルをデジタルキャリアとする。従来のPDF形式と比べて、ファイル格納空間を最適化し、解析と検証効率を向上させ、同時に、OFDフォーマットは機械可読をサポートし、電子専用発票の流通及び検査に保障を提供



「電子発票パブリックサービスプラットフォーム」を展開し、納税者に無料で電子発票の発行、印刷、交付、照会などのパブリックサービスを提供。国が登録した第三者の電子領収書サービスプラットフォームからのアクセスも許可

企業は自主的に税務局に新版の**税務UKEY**を無料で申請して電子専用発票を発行。**新版金税サーバー**のアクセス検証は税務局によって既に開放され、プラットフォームを自社構築及び第三者のプラットフォームは標準規範に従って開発検証を行うことが可能



 発票の集中発行が可能のため、発票発行の工数が大幅に抑えられます

 発票の電子化は税務・財務処理の自動化をサポートします

 税務処理と会計処理の差異が縮小化し、手作業での照合の工数を減らせます

 発票の紛失/破損によるコンプライアンス問題を回避し、規定違反による損失を減らします

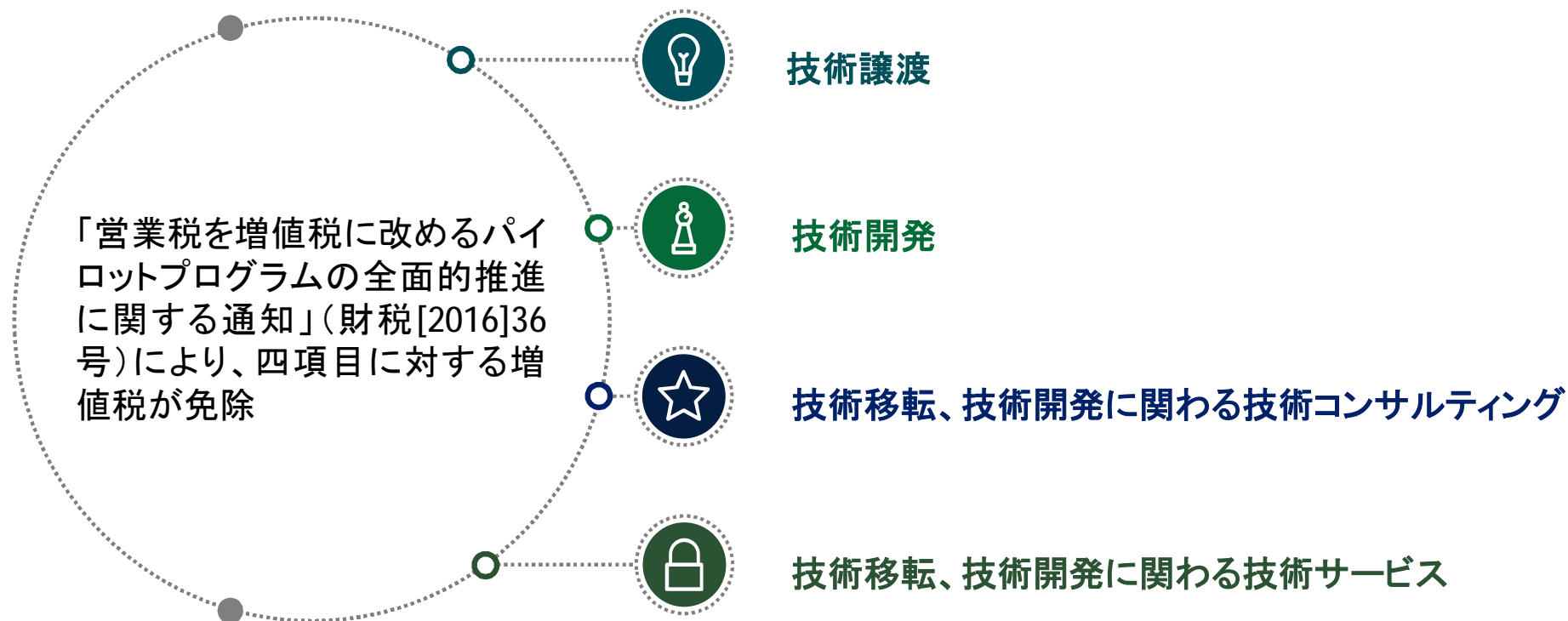
 ファイル管理がより便利になり、ペーパーレス化が進みます

 税務リソースのシェアリング範囲が拡大し、税務コンプライアンスコストが更に低減します

 サプライチェーンの川上から川下にわたる決済がより便利に、より効率的になります

免税政策が規定されています

- q 納税者が提供する技術譲渡、技術開発及びその関連技術コンサルティング、技術サービスに対して、増値税が免除
- q 増値税の免除を申請する際、技術譲渡・技術開発に関連する契約書について納税者所在地の省レベルの科学技術主管部門で認定を受ける。その上で、契約書と科学技術主管部門の審査意見証明文書を保存して審査に備える



登録が成功しないケースでは以下の背景があります



協議書主体が不明確、協議書対象が不明確であるため、その技術内容が理解されない



協議書における価格、報酬、使用料などの約定が不明確である




違法な独占技術、技術進歩妨害などの不合理的な制限条目（新たな研究開発の制限、研究開発成果の独占授権、他のルートから競争技術の吸収制限、市場需要に基づいて特許と技術秘密の実施の制限）を含む



担保条目を約定し、且つこれは協議書の成立条件となる場合、担保義務がまだ履行しない

自ら開発・生産したソフトウェア製品を販売する際には増値税還付の優遇策があります

 財税[2011]100号の規定により、増値税一般納税者が自ら開発、生産したソフトウェア製品を販売する場合、13%の税率で増値税を徴収した後、増値税の実際の税負担が3%を超えた部分に対して、即時徴収・即時還付を適用することができる。



組み込みソフトウェアとは、「PCハードウェアや産業機器などの機械を制御する仕組み」を指す。機器に埋め込まれている特徴から「埋込システム」と呼ばれることもある。内部の基盤(メモリ)に書き込まれたプログラムに従い、PCハードウェアや産業機器などを正しく動作させるのが、組込ソフトウェアの役目となる。

ソフトウェア部分の区分けした上で会計処理を行うことが求められます



4

税関



税関の信用等級制度

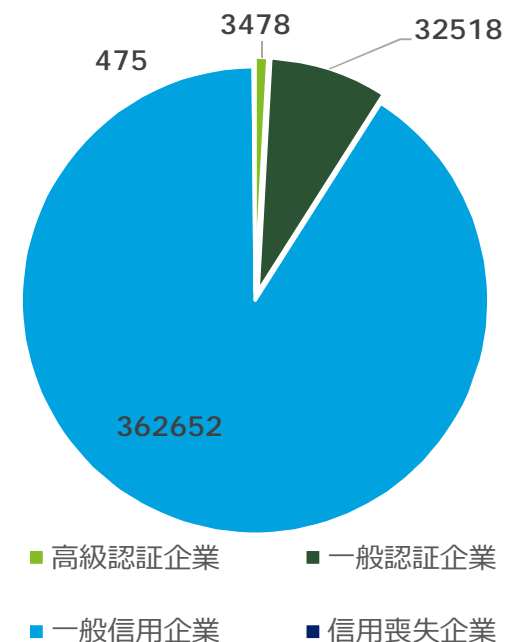
企業毎に、①高級認証、②一般認証、③一般信用、④信用喪失の格付がされています

✓ 企業の税関信用等級は公開されている

<http://credit.customs.gov.cn/ccppwebserver/pages/ccpp/html/ccppindex.html>



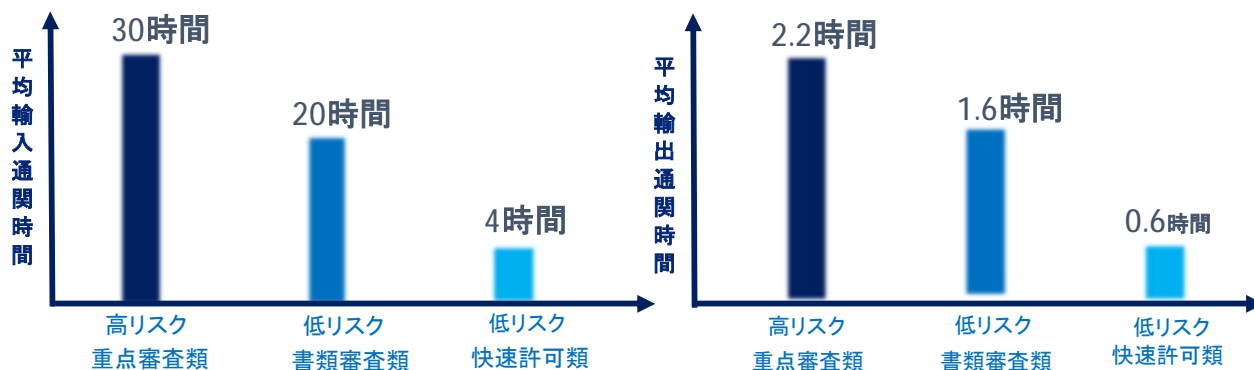
税関信用ランク別企業数



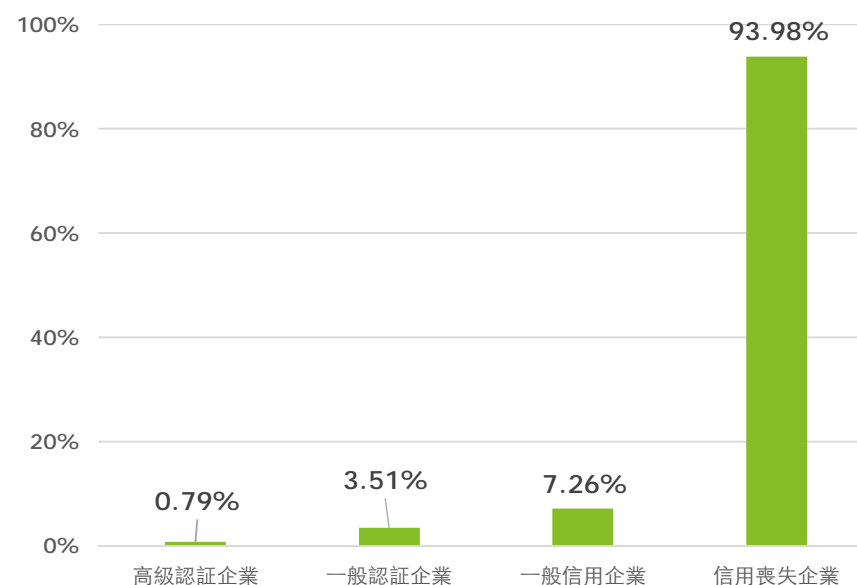
中国では高級認証/一般認証の企業がAEO認定事業者として便宜を受けられます

- ▼ 「認定事業者」(Authorized Economic Operator、略称AEO)制度と「AEO相互承認」は、世界税関機構(WCO)で定められた制度であり、条件を満たす企業に対して、本国と相手国税関の通関上の便宜措置を提供する。
- ▼ 中国税関に認められた「認定事業者(AEO)」であり、以下の企業が含まれる
 - 高級認証企業
 - 一般認証企業

全国税関通関分類の効率照合(単位:時間)



信用ランク別全国検査率



AEO認定を受けた場合のメリット

AEO認定企業は、検査率低減、通関手続の優先処理、検査頻度の減少、コーディネーターの設置、関係部門からの連合インセンティブなどを享受できます

優遇措置	高級認証企業	一般認証企業	一般信用企業	信用喪失企業
中国とのAEO相互承認に合意したその他の国家・地区における通関利便化措置	√	×	×	×
コーディネーター(貴社専門の担当税関職員)の設置	√	×	×	×
輸出入商品の検査率	約0.4%	約1.29%	実際は約2.99%	実際は約99%
データ統計サービス	√	√	×	×
証憑書類審査の簡素化	√	√	×	×
現場検査が不便な貨物に対する企業に出向いての検査実施	√	√	×	×
通関手続きの優先処理	√	√	×	×
非営業時間及び休日に通関予約の優先処理	√	√	×	×
輸出入貨物の原産地、価格評価、HSコードの確定に関する手続の事前優先処理	√	√	×	×
税関業務改革パイロットの優先適用対象	√	√	×	×
「合算課税」管理措置の適用	√	√	×	×
原産地の自主表示措置の適用	√	×	×	×
税関に担保免除の申請	√	×	×	×
企業への査察、調査の頻度の減少	√	×	×	×
不可抗力による国際貿易中止から再開した際、優先通関が可能	√	×	×	×
輸出入商品の平均 検査 抽出検査率(新規)	一般信用企業の平均抽出検査率の20%以下	一般信用企業の平均抽出検査率の50%以下		抽出検査率80%以上
輸出商品原産地調査の平均点検率(新規)	一般信用企業の平均抽出検査率の20%以下	一般信用企業の平均抽出検査率の50%以下		
食品や化粧品などの輸出企業の他国(地域)への優先登録(新規)	√	×	×	×

税関の格付は大きく4つの基準から判定されます

高級認証の認定基準

内部統制基準	(一) 組織機構統制	1.税関業務訓練 2.内部組織構成	(二) 輸出入業務統制	3.証憑統制 4.証憑保管 5.輸出入活動	(三) 内部監査統制	6.内部監査制度 7.質量管理 8.改善制度	(四) 情報システム統制	9.情報システム 10.情報管理 11.情報安全
財務状況基準	(五) 財務状況	12.会計情報 13.総合財務状況						
法令順守基準	(六) 法令順守	14.従業員違法 15.企業違法	(七) 輸出入業務規範	16.情報登録 17.輸出入記録 18.申告規範 19.データランスマッション 20.税金の納付	(八) 税関要求条件の充足	21.管理要求	(九) 外部信用不良なし	22.外部信用
貿易安全基準	(十) 場所安全統制実施	23.場所安全	(十二) 従業員安全統制措置	25.従業員安全	(十四) 貨物安全措置	27.貨物安全	(十六) 運送道具安全統制措置	29.運送工具安全
	(十一) 進入安全措置	24.進入安全	(十三) 取引先安全統制	26.取引先安全	(十五) コンテナ安全措置	28.コンテナ安全	(十七) 危機管理統制措置	30.危機管理 31.安全教育

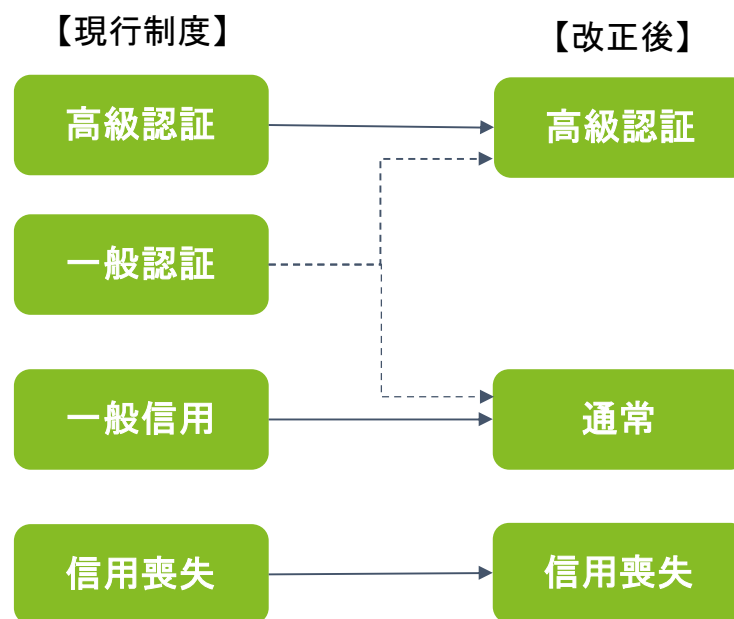
一般認証企業の場合、「輸出入活動」と「安全教育」は要求されない。

一般認証がなくなり、当該信用の企業は高級認証に格上げか、通常に格下げされます

新制度への移行

9月に公布された「税関登記及び備案の企業信用管理弁法」(税関総署251号)によると、以下の点が修正される

- ・一般認証が取消。現在の四段階から、「高級認証」、「通常」、「信用喪失」の三段階に調整
- ・AEOの特権は「高級認証」が享受
- ・嚴重信用喪失企業名簿の制度が新たに設置。一部の嚴重信用喪失企業を特定名簿に入れ、関連する国家部門が信用喪失企業に対して連合処罰を実施。



5

その他



カーボンニュートラルに係る中国の政策

- 2020年9月22日、習近平主席の第75回国連総会での政治宣言：「中国は主体的貢献度を高め、力強い政策行動をとり、2030年までに二酸化炭素の排出量をピークアウトさせて、2060年までにカーボンニュートラルを実現するよう力を入れていく」
- 2020年10月29日中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議採択「国民経済と社会発展に関する第十四次五カ年計画と2035年までの長期目標の制定に関する中国共産党中央の提言」2035年までに生産・生活のエコスタイルを広範に形成し、炭素排出量をピーク後に安定して減少させ、エコ・低炭素発展の推進を加速、人と自然の調和のとれた共存生活を促進すると明確に指摘。主な措置は以下の通り：①エコ・低炭素発展の推進、②エコシステムの品質化と安定化、③環境の品質の継続的な改善、④資源利用効率の全面的な向上
- 2021年3月5日、国務院の李克強総理は第13回全国人民代表大会第4回会議で政府活動報告を実施。報告書では炭素排出のピークアウト、カーボンニュートラルの各事項を行うと強調。2030年前の炭素排出ピーク行動計画を制定

- 産業、能源構造の高度化
- 環境保護、省エネ、節水などにかかる企業所得税の優遇カタログの範囲の拡大
- グリーン・低炭素を支援する金融政策の実施

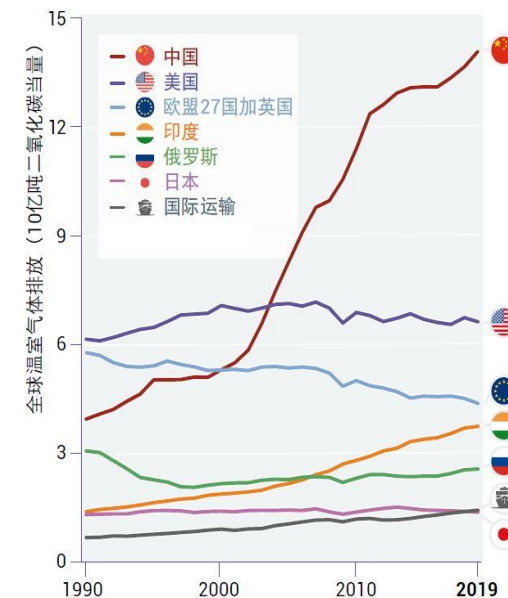
- 石炭のクリーンで効率的な利用を推進し、新エネルギーの発展
- 全国のエネルギー使用権、炭素排出権取引市場の建設の加速
- 生態系炭素吸収源の能力の向上



グリーン・低炭素の発展は、現段階の中国発展の重要な課題でもあれば、企業が新しい経済成長点を形成させる重要な歴史的な機会でもある。



中国の炭素排出量は世界第一位



出典：国連環境計画「排出ギャップ報告書2020」

企業としての脱炭素戦略を考える中で優遇税制の獲得を通じた税務の最適化を行うことが望まれます

省エネ・排出削減方法の組み合わせに関する一般オプション



再生可能エネルギー：
PPA、分散型太陽光エネルギー、
集中型風力発電、エネルギーの
蓄積



エネルギー効率：
建築エネルギー効果、LEDライト、
インテリジェント・デザイン、
暖房、冷房システムの最適化、
プロセスの効果



買付：
二酸化炭素排出面で良好なサプ
ライヤーの優先選択



循環型経済：
コスト削減、リサイクル、リ
ユース（3 R）の実行、廃棄物の
減少

炭素中立に向けたアクション



社員出張：
出張ポリシーの改善、出張
の減少（オンライン会議）



シェアードアセット：
シェアードデバイス、シェア
自動車の利用など



新エネルギー自動車



カーボンリムーブ（eg. 炭
素吸収源）
カーボンオフセット（排出
量取引）



天津市2021年政府工作報告

「新たな発展理念を発展の全過程と各領域を徹底することを堅持し、質の高い発展を動揺せず、科学技術革新を核心とし、品質面での変革、効率面での変革、動力面での変革を推進する」

津政弁発[2018]9号

「天津市の知能科学技術産業発展の加速に関する若干政策」

知能科学技術産業発展の重大な戦略チャンスをつかみ、政策誘導と支援を強化し、**総規模100億元の知能製造財政専門資金を設立し**、新世代人工知能科学技術産業基金を設立するなどの一連の知能科学技術産業発展政策が公表

津政弁規[2020]16号

「天津市人民政府弁公庁による天津市のさらに知能製造の発展サポートに関する政策措置の通知」

「天津市の知能科学技術産業発展の加速について若干の政策」を実行し、知能製造をサポートし、新エネルギーの育成を加速させ、**8大産業の補助金政策を更新し**、資金支援の方式を明確にし、且つ各部門に前年度の資金使用に対する自己評価を要求

津政弁発[2021]23号

「天津市人民政府弁公庁による天津市製造業の「十四五」計画を高質発展に関する通知」

天津市各区の「十四五」期間において主導産業を明確にし、知能製造を濱海新区、環町四区と周辺五区の重点発展業界とし、**目標として、2025年に天津全市規模以上の企業にデジタル化応用を実現し、知能工場、デジタル化作業場は500を突破し、比較的強い競争力を持つ知能製造システム解決ソリューションのサプライヤーを10社育成**

天津の知能製造プロジェクトにかかる補助金

条件を満たす企業に対して多くの補助金が準備されています

産業類型	補助金程度	指導精神	実行状況
企業知能化アップデート	100万 - 5,000万	<ol style="list-style-type: none">基準を統一 一部の政策における国家レベル、市レベル、一般性試験モデル示範/発展専門に対して、レベルによる支援上限を明確化新旧を統括 人工知能、ブロックチェーンなど知能科学技術産業の支援政策を増加すると同時に、伝統産業の知能化改造アップデートの支援も増加有効な協同 知能製造試験示範モデルと新モデル応用、装備初台(セット)などの政策内容を統合し、政策の協同性を更に向上段階的支援 製造業の単項領域トップ、ビッグデータ試験モデルなどの領域をめぐって、国家レベル、市レベルの段階的な支援政策体系を構築研究と応用を同時に重視 国家企業技術センターの支援を増加し、同時に人工知能、自動車ネット、5G、ブロックチェーンなどの応用シーンも支援	百億元知能製造専門資金が発表されて3年がたち、 すでに資金52.1億元をアレンジ 、一連の産業トップと中小企業の迅速な発展を支援。次ステップでは、天津市は引続き知能製造専門資金の支持を強化し、政策誘導の奨励作用を発揮し、より多くの企業を促進して発展ペースを加速させ、産業力を形成し、「天津知造」をさらに磨き上げる
工業インターネット発展	50万 - 2,000万		
新興産業	500万 - 3,000万		
グリーン製造	60万 - 500万		
研究開発イノベーション機構	100万 - 3,000万		
優秀企業	100万 - 2,000万		
ビッグデータ産業	50万 - 500万		



About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2021. For information, contact Deloitte China.